

子家発0331第3号
令和5年3月31日

都道府県
各 市 町 村 民生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公 印 省 略）

「若年被害女性等支援事業」への妨害行為等への対応について

様々な困難な問題を抱える女性に対する支援に当たっては、行政機関に支援を求めることが難しい状況に置かれている場合があること等に留意し、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチ支援等をはじめとする個々のケースに応じたきめ細かな支援を実施していくことが重要です。

そのため、厚生労働省では、地方自治体における支援体制等の強化を図るため、「若年被害女性等支援事業（別添1参照）」による民間団体と協働したアウトリーチ支援等の推進や、「民間団体支援強化・推進事業（別添2参照）」による支援を行う民間団体の掘り起こしや育成支援等に取り組んでいます。

今般、「若年被害女性等支援事業」において、事業の妨害が疑われているところです。どのような事業であれ、暴言や威力等の妨害行為等によって、支援が必要な方に、支援が届かなくなるようなことは、あってはならないことです。

つきましては、様々な困難な問題を抱える女性への支援に当たり、暴言や威力等による業務の妨害行為等に対する対応方策や効果的な支援活動につながる代替策の事前の検討などに努め、必要に応じて都道府県警察に相談するなど、適切な対応を検討いただくようお願いします。

なお、本通知については、警察庁より都道府県警察にも情報提供いただくことを申し添えます。

民間団体支援強化・推進事業【令和4年度創設】

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数 (22億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進し、多様化・複合化、複雑化する女性が抱える困難な問題に対応することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 民間団体支援推進事業

困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。

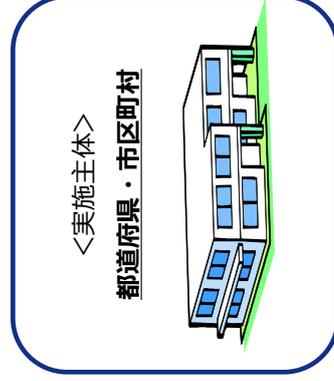
(2) 民間団体育成事業

都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。

(3) 民間団体立上げ支援事業

困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<事業イメージ>



① 民間団体支援推進事業

- ・民間団体の調査
- ・有識者を含む会議を開催し、民間支援団体の掘り起こしに向けた検討を行う

② 民間団体育成事業

- ・アドバイザーを派遣
- ・実地訓練を実施

③ 民間団体立上げ支援事業

- ・支援に必要な費用を補助

民間団体

民間団体の掘り起こし

民間団体の育成・強化

地域における相談対応、自立支援の実施

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村・特別区

【補助率】 国 1/2、都道府県・市町村・特別区 1/2

【補助単価】 1自治体当たり 年額最大 11,385千円